

KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

16世紀ドイツのFlugschriftにおける語・句の重ねについて：言語平衡論との関連において

メタデータ	言語: jpn 出版者: 関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部 公開日: 2016-09-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小野, 光代 メールアドレス: 所属: 関西外国語大学
URL	https://doi.org/10.18956/00006263

16世紀ドイツの Flugschrift における語・句の重ねについて

——言語平衡論との関連において——

小 野 光 代

はじめに

現代ドイツ標準語に連なる統一語が成立してくる語史上の段階は、近世の初期新高ドイツ語期におかれている。この時期の言語資料について P. v. Polenz は次のように述べている「...印刷されたドイツ文章語の民衆化における初期市民階級の発展的推進力は、従来の伝統的な記述におけるように、一方的にルターと宗教改革にのみに制限されてはならない。1970年代以降初期新高ドイツ語史とメディア史にとって、政治的プロパガンダや扇動的な文書が特に注目されるようになった。初期の Hutten と Luther の論争文書に引き続いて1520年に政治的な小出版物が爆発的に増加した...」¹⁾。ここで政治的な小出版物 (politische Kleinpublikation) といわれているものの代表が Flugschrift である。16世紀前半におけるその急激な増加ぶりは Köhler の作成したグラフ²⁾によって視覚的に明瞭にあらわされ、多くの研究者によって引用されたために、よく知られるようになっている。Polenz は1516年から1546年の30年間に4,000もの Flugschrift が発行されたと述べているが、その数は特に1524, 25年に集中している。1525年に宗教改革を契機として勃発した農民戦争が短期間で制圧された後は、検閲が厳しくなり、この年以降は Flugschrift の発行数は急激に減少する。これらの Flugschrift は、確かに言語資料としては、Polenz が指摘しているように1970年以前は、ほとんど顧みられなかった。しかしその後は近世ドイツの言語状況を把握する資料としての意義が認められ、かなりの研究者によって取り上げられるようになった。

この小論では16世紀の Flugschrift の中でも最も重要なものの一つ農民の「12箇条」のテキストを語・句の重ねを中心に調べ言語資料としての意義を考える。

1. 16世紀におけるドイツの Flugschrift について

Flugschrift は日本の歴史書、宗教改革関係書物などではパンフレットと訳されている。特に16世紀のドイツにおいて最も重要なメディアであった。最初は小冊子（Büchlein）、回状（Sendbrief）などと呼ばれた。Flugschrift は後に書物史などで、綴じられていない紙葉から成り立っている小冊子ということから名付けられた。

ここで“Deutsche Flugschriften 1460-1525”の著者である J. Schwitalla の Flugschrift の定義を要約してあげる。

そのテキスト（文書）は

- a 印刷されていること。テキストは一枚ではなく複数枚にわたること、
- b 綴じられていないこと、表紙がついていないこと、
- c それだけで独立した印刷物であること、書物の一部として出版されていないこと、
- d たとえその印刷物が特定の集団宛に書かれていても、原則として文字の読めるものは誰でも、その印刷物を読んだり、聞いたりしてよい、という意図のもとに広められる、
- e 目指す読者の意図と意見にしたがって全体の福祉という目下の議論の多い問題を扱い、公の利益に関するものであり、社会的に重要な問題の解決に寄与しようとする、
- f これらの社会的問題に対する読者や聴衆の態度決定を固定させたり、変えさせたりする、場合によっては具体的な行動、ないしは行動の中止を呼びかける。³⁾

以上について Schwitalla は決して一般的な Flugschrift の定義ではなく、該当する時期に限っての実際の、現実的なもので、多くの資料から帰納的に定められたものであると述べている。ここには印刷されていること、綴じられていないこと、表紙がついていないことがあげられているが、言語資料としては、内容とはあまり関わりのないことにこだわっているように見えるかもしれない。しかし Schwitalla は Flugschrift の定義には時代を限定することが不可欠であると述べ、16世紀の Flugschrift にとって、この制限は本質的に必要だとしている。16世紀のドイツないしはヨーロッパは宗教改革の時代である。16世紀初頭の1517年にルターが95箇条の提題をヴィッテンベルクの教会の門に打ち付けた—現在では実際に打ち付けたのではなく、議論相手に回状として送ったのだ、という説が受け入れられているので、この行為には伝説的なという修飾語が付けられることが多い—ことから始まったとされる宗教改革はルターの当初の意図から離れて急激に展開する。信仰の問題をめぐる、キリスト教界が対立する二つの陣営に分かれ、きわめて激しい議論が戦わされた。お互いに自分たちが絶対的に正しいと主張し、その討論においては妥協の余地は全くなかった。口頭による討論も行われ、宗教改革史上エポックメイキングな討論がいくつか伝えられている。それらの中には同じ陣営内での討論も含ま

れる。口頭以外の討論の手段として最もよく用いられたのが Flugschrift であった。議論の相手に出来るだけ早く応答するために簡便な印刷物でなければならなかった。その結果が表紙なしで、無綴じという形態であった。宗教の問題は一個人の信念だけにとどまらず、キリスト者全員に関わる公の問題であった。討論が個人間で行われたとしても、それは同じ信仰を有する者全員の問題として公にされる必要があった。手書きの書簡ではなく印刷されたものという条件が必要になる所以である。

言語資料としては書き手は重要な問題である。Flugschrift の作者の中には Luther や Hans Sachs、Thomas Münzer など著名な人々もいたが、ほとんどの Flugschrift は迫害や没収をさけるために匿名で出版された。しかしこれらの書き手のほとんどは神学や法律を学んだ知識人、書記を職業とする人、出版人などで、彼らは（宗教）改革の思想やその動員のための伝達者として影響力を持った。14世紀以降ドイツにおいてローマ法の受容が進んだが、このことは法文の一部ラテン語化を伴った。また一般的に法制が成文化されるようになった。そのため都市や農村の平民達と、聖俗の統治権力者やその支配機構との間に言語障壁が生じた。その克服にこれらの書き手は重要な役割を果たしたのである。以下 Polenz による Flugschrift の作者についての記述を引用する。

「しばしば匿名の作者は意図的に庶民の言葉遣いを装っている、しかしながら、多数の言語上の特徴（ラテン語の語彙、神学的、法的論拠）などが放浪の説教師、フランシスコ派修道士、裁判所弁護士として、大学出身者であることを示している。また何人かの印刷業者、書籍行商人、商人や職人なども認められるほか、女性の書き手も二人いた。口頭の、あるいは半分文字による（すなわち朗読による）コミュニケーション形式において（民衆の集会、素人説教師、同盟締結の会議、苦情書等々）職人、農民、下層民などがかなり大きな役割を演じた。」⁴⁾

確かに書き手はいわゆる知識階級の人々である。しかし16世紀の Flugschrift の作者達において言語史上はじめて、社会下層の人々が「書く」という社会的コミュニケーション行為になんらかの関わりをもった、といえるのではないだろうか。ここに Flugschrift が言語資料として持つ意義の一つがあるといえよう。

16世紀の Flugschrift のタイプないしはテキストゾルテには伝統的なものと、創作されたタイプの二つがある。前者に属するもので主なものは説教、公の回状、苦情申立書ないしは嘆願書、〔行動／政策〕計画書または綱領などであり、後者には対話や会話、中世のシュヴァンクの伝統をひく謝肉祭劇、多様な典型的な人物達による社会風刺的モノローグ、放浪の詩人や楽人達の伝統からの嘲笑詩や嘲笑歌、連祷のパロディー、天からの手紙、悪魔からの手紙、彼岸からの虚偽の手紙などであった。大衆に訴えかけるために話し言葉がよく用いられた。

先に述べたように Flugschrift の数は16世紀前半急激に増大した。それはキリスト教界の二つの陣営が自己の信念の正しさを激しく主張し、かつ相手を説得して、自分たちのグループに

取り込もうとする意図が強固であったことを示している。まさにメディア史上16世紀は Flugschrift の世紀であったといえよう。それは宗教改革という世界史的な意義を持つ社会的要因と印刷術という技術上の進歩とが結合した結果でもあった。その後の社会の変革と、それに伴うメディア形態の変化と発達は、二度と Flugschrift に最も重要なメディア手段の位置を与えなかった。

2. 農民の12箇条について

P. Blickle は宗教改革を契機として勃発した農民戦争について以下のように述べている。

「1525年の農民戦争は宗教改革時代のドイツ史のなかで、顕著な劇的な事件の一つである。テューリンゲンとティロール、エルザスとザルツブルクの間で城塞、城郭、宮殿、修道院が放火され、聖俗の領主達が農民をおそれて逃亡せねばならずドイツ帝国身分の支配が断末魔の苦しみに落ちいった時... 他方、農民達が帝国諸侯の暴兵達に打ち破られ、殺戮され、処刑されたとき、... 兄弟愛や隣人愛に基づく、よりよきキリスト教世界への期待は、村々や家々とともに炎上してしまった。...」さらに続けて「もし“12箇条”がなければ、1525年の農民戦争は、このような形では起こりえなかったであろう」。⁵⁾

上シュヴァーベン農民の12箇条は16世紀の Flugschrift の中で最も深刻な影響力を及ぼした。なぜなら12箇条はドイツ農民戦争のあり方を決定的に規定したからである。Blickle は「12箇条」は苦情書であるばかりでなく、抗議書であり、改革綱領であり、政治的宣言であると性格づけている。

成立したのは1525年2月27日から3月1日の間とされ、匿名で出版された。現在では作者はメミンゲン出身の毛皮職人 S. Lotzer であることが学界の定説になっている。しかし Lotzer は職人ではあっても、大学に籍を置いたことがある、と考える研究者は多い。この文書は前文と11箇条の要求の部分より成り立っているが、この前文の部分はメミンゲンの説教師 C. Schappeler により B. Hubmaier の様式によって、パルトリンゲン農民軍の苦情書／行動計画書に基づいて書かれた。前文には革命的要素が認められるが、本文の箇条は、農村における最も重要な諸弊害を数え上げるだけに止まっており、同時代ドイツ各地で多数書かれた農民軍の過激な要求書に比べると、内容からも、文体からもより穏やかになっている。たとえそれが従来までの教会組織や、経済上の秩序の解体を目指していたとしても。以下は11箇条の要求の内容を最小限度にまとめたものである。

前文は福音主義の立場から悲惨な社会的状況の克服を正当化し、農民の以下の諸要求をキリスト教の立場から根拠づけている。

第1項 司祭を自由に選ぶこと、

2 自由に選ばれた司祭にのみ十分の一税は妥当する、

- 3 隷農制の廃止、
- 4 狩猟と漁業の自由、
- 5 共有地としての森林の自由使用、
- 6 適切な労働奉仕、
- 7 隷農ではなく賃金労働、
- 8 収穫に見合った利息、
- 9 古来からの法に基づく裁定、領主の気ままは許されない、
- 10 留保されている共有地の開放、
- 11 死亡税の廃止、
- 12 これらの箇条の拒否はその反証を聖書からあげること。

この12箇条は二ヶ月という短期間に各地の印刷所で24版も印刷され、一総部数は約25000部と見積もられている。ドイツ各地に広く行き渡った。そして農民反乱軍のほとんど全てによって受け入れられた。Luther が彼の Flugschrift「シュヴァーベンの農民達の12箇条における平和についての警告」において農民を激しく非難したことは有名である。この要求は統治者権力から厳しく拒絶され、12箇条に基づく交渉は不可能になった。その結果農民の反乱は急激に過激化し、完全に制圧され、農民戦争は農民にとって悲惨な結果に終わったのであった。

この Flugschrift に多くの版があることは言語資料として有利な点である。ドイツでは、言語的中心となる地域が特定できない状況が長く続いた。中世末期から近世にかけて、ドイツ語圏の広い地域に言語平衡の動きが見られる、ということを提唱したのは W. Besch である。彼の言語平衡化理論は、現在のドイツ統一語成立過程を説明するものとして最も強く支持されている。ドイツ標準語成立過程の解明は線状ではなく面を対象としなければならない。この言語平衡現象解明の研究にとって、一つのテキストに各地で出版された多くの版があることは重要である。しかしここでは一つの校訂テキストの二重語構造のみを取り上げている。

3. 語・句の重ね構造について

現代語では語を重ねる構造は語彙論の中で慣用語法論として扱われ、その形式、種類、構成要素、構造、性格（固定制など）およびその機能などが扱われている。対句語法(Paarformel)や慣用対句(Zwillingsformel)も慣用語法論の一部として考察されている。

近世ではまだ対句は文法領域の一部門としては扱われていない。その起源と機能について Polenz の説明をあげる。

「… 古高ドイツ語の法律語にとって、および初期市民階級時代の語彙使用にとっても、特徴的なことは“Zwillingsformeln”と名付けられる同義の、または類縁の意味の語を並列結合で用いることであり、時には3語結合もあった。それらは様々な起源と様々な実践上の機能を持っていた：論争において事柄を正当化する、擁護する、確認する、貫徹する、有効にするために、または法律問題において概念を精密化するために、他のものと比較対照する、口頭による伝承法文における伝統的な語法によって、もっと分かりやすくするために、一つの概念を強調すること、とりわけ古くなった、社会階層差による、あるいは地域差による変異体や外国語の専門語をもっと分かりやすくするために…。古代修辭法の原理の手本もまた語彙バリエーションにとって可能であった…。」⁶⁾

語を重ねることの起源の一つは Rechtssprache（法律語）にあった。中央集権的な統治の中心を欠くドイツでは、各ラントごとに Landrecht が形成された。古高ドイツ語の法律語はもっぱら口頭による Landrecht として、その土地生まれの法の専門家により、地域的な伝統という原理の上に築き上げられてきた。また社会的な差違（身分法）もあって、語彙はきわめて多様であった。この多様性はローマ法受容以来組織的に縮小していくが、地域差、社会階層差、さらにはテキスト種の差による語彙障壁を克服する手段として、最もよく用いられたのが Zwillingsformel（語の重ね）であった。

このように超地域的な理解のために最もよく利用されたのが“対語形式”であった。出来るだけ広範囲の地域の人々に、また全ての階層の人々に理解されうることを目指した Flugschrift にそれが多用されるのは必然的であった。

最後に用語についてここで簡単に説明しておきたい。Besch は Formel と Form を区別する。Doppelformel（二重語慣用句）を彼は論文の表題にのみ使い、論文中では Doppelform（二重語形式）のみ用いている。Paarformel, Paarform, Zwillingsformel, Zwillingsform などの場合も同じである。-formel はこの現象を総合的に表現する場合にかぎられ、個々の現象を指す場合には -form を使うとしている。私もこれに従い、Zweigliedrigkeit には二重語構造という訳語を当てる。当然現代の慣用句論では“-formel”のみが用いられている。

4 農民の12箇条における語の重ねについて

農民の12箇条には印刷された24の版と、不完全なものも含む数点の写本がある。これらを厳密に検討した結果、もっとも古いとされる M を底本とした校訂テキストが A. Götze によって約100年前にはじめて作られた。現在ではこの M 校訂テキストが広く用いられている。しかし

言語資料として他の版を利用しなければならないことも少なくない。そのような場合には各版を保管しているそれぞれの図書館ないしは文書館から入手しなければならないことになる。ここでは M 校訂テキストにおいてのみ語の重ね表現を抜き出した。

Götze の M 校訂テキストは“Historische Vierteljahresschrift” (V. Jg. 1902) で発表されたものを使用した。ここではページ数を合わせることは当然行われていない。また当時の印刷物にはページの数え方はなかった。オリジナルの版は 6 枚 (12 ページ) で、一枚の紙を 4 つ折りにし、それに半枚紙を二つ折りにして作成されたと考えられる。最初の 4 枚の表にはには Ai, Aij, Aiiij, Aiiij の記号が付けられたが、これは徹底していない。記号のない場合 Götze は [] に入れて示している。紙の裏には記号は打たれていないので、[r] で示されている。テキストの行は箇条ごとに 1 から始められている。以上の条件から語例の出所の表示は以下になる：

Aij-2-3 (紙の 2 枚目の表・第 2 箇条・3 行) Aijr-4-5 (紙の 2 枚目の裏・第 4 箇条・5 行)
 なお記号とページ数の対応を書いておく：Ai-1, Air-2, Aij-3, Aijr-4, ... B-9, Br-10, Bi-11, Bir-12。表中では小文字のローマ数字の代りにアラビアを数字を用いている：i→1 … iij→3 等。なお差異記号の忠実な再現は断念した。

出所	語の重ね例	試訳	同義性
序文			
A2-0-7	empor heben vn auff pomen	蜂起し、反抗し	+
A2-0-9	zuhauff lauffen vnd sich rotten	結集し、徒党を組み	+
A2-0-10	zureformieren, außzureyten, Ja ... zu erschlagen	改革し、駆逐し、 ... 打ち殺してしまう...	+
A2-0-14~15	die vngehorsamkait, Ja die Empörung	不服従、反乱	+
A2-0-16~17	Emporugen oder auffruen	蜂起や騒擾	+
A2-0-18	wort vnd leben	(神の) ことばと生涯	
A2-0-19	liebe, Fride, Geduldt, vn ainigkaiten	愛、平和、忍耐、協調	
A2-0-20	lieplich, Fridlich, Gedultig, vnd ainig	愛に満ち、平和的、忍耐強く、協調的	
A2-0-25	der Emborug vnd des ungehorsams	蜂起や不服従の	+
A2-0-26	widerchristen vnd feynd deß Euangelij	反キリスト者、福音の敵	
A2-0-27~28	anmuttung vn begerug sich lonen vnd auffbomen	意図や願望に逆らい、反抗する	+

A2-0-31	liebe, fryd, vnd ainigkait	愛、平和、そして協調	
A2r-0-32	vndergetruckt vn wegkgenomen	圧迫され、奪い取られる	+
A2r-0-33	klar lauter	明々白々な	+
A2-0-35	vngehorsam, Auffrurisch	不服従的、反抗的	+
第 1 箇条			
A3-1-4,5	bytt vn beger	願いであり、望み	+
A3-1-5	will vnd maynug	意志であり、意見である	+
A3-1-6	gewalt vnd macht	暴力と権力	+
A3-1-8	Erwolen vnd kyesen	えらび、選出する	+
A3-1-10	lauter vn klar	純粹かつ明瞭な	+
A3-1-11	leer vnd gebot	教義とおきて	
A3-1-13, 14	einbylden vnd in yns bestetten	刻印し、確証する	+
A3-1-15	fleysch vn blut	肉と血	
A3-1-19, 20	vorgeer vn Pfarrer	先達、司祭	(+)
第 2 箇条			
A3r-2-9	einsemeln vnd eynnemen	集め、徴収する	+
A3r-2-24	zyl vnd zeyt	適切なる期間	
A3r-2-26, 27	wollen vnd sollen vnd seynd ...	望まないし、そうあるべきではない	+
A3r-2-30, 31	gaistlich oder weltlich	聖俗の	
第 3 箇条			
A3r-3-5	erloßt vnnd erkaufft	救済され、償われた	+
A4-3-8	frey seyen vnd wollen sein	自由であり、自由であろうと望む	(+)
A4-3-15	zaigt vnd weißt	指示し、教えている	+
A4-3-19, 20	zimlichen vn Christlichen	正当な、キリスト教徒に相応しい	+
第 4 箇条			
A4-4-4, 5	vnzymlich vn vnbruderlich	不当であり、兄弟愛に背く	+
A4-4-11	(wider) Gott vnd dem nechsten	神に反し、隣人に反する	
A4-4-13, 14	vber alle thier, vber den fogel im lufft vnd vber den fisch jm wasser	全ての動物、空の鳥、水の中の魚	

第5箇条			
A4r-5-6	geistlich oder weltlich	聖または俗（統治権力）	
A4r-5-14	briederlich vn Christelich	兄弟愛的、キリスト者愛的	
第6箇条			
A4r-6-3, 4	von tag zu tag gemert werden vnd teglich zu nehmen	日々強化され、毎日増えている	+
第7箇条			
B1r-7-5, 6	nit weiter zwingen noch dryngen	これ以上の強制、圧迫を加えてはならない	+
B1r-7-7, 8	onbeschwert also rueblich	不満なく、平穩に	+
B1r-7-8	brauchen vnd niessen müg	耕作し、用益出来る	+
B1r-7-9, 10	willig vn gehorsam	自ら（すすんで）服する	
B1r-7-10	zu stund vnd zeyt	（適切な）時期に（限られる）	+
第8箇条			
B1r-8-4	einbiessen vn verderben	財産を失い、没落する	+
第9箇条			
B1r-9-4, 5	(zu zeyten) auß grossem neyd, vnd (zu zeyten) auß grosem gunst	(時には)大きな憎しみから (時には)えこひきから	
第10箇条			
B1r-10-7	gutlich vnnd briederlich	好意的に、兄弟愛の心で	+
第11箇条			
B1r-11-3	gantz vn gar	全く	
B1r-11-5	wider Got vn eere	神に背き、名誉に反して	
B1r-11-6	schentlich nemen berauben	破廉恥にも、取り上げ、奪い取る	+
B1r-11-7, 8	beschitzen vnd beschirmen	保護し、守護する	+
B1r-11-8, 9	geschunden vnnd geschaben	皮をはぎ、身を削るような略奪をする	+
B1r-11-11	weder wenig noch vyl	量の多少に関わらず	
第12箇条			
B1r-12-2	beschluß vn endtlyche maynug	結論と最終意見	+
B1r-12-8	todt vn absein	死と消滅	+
B2-12-14	yeben vnd brauchen	行い、実行する	+

この Flugschrift は文字数 10250、単語数 2047、行数 230であるから決して大きなテキストではない。そこに語の重ねが56箇所数えられるということは、高い頻度でこの言語表現手段が使われていることを示している。またその殆どが同義語の付加であることが確認される。重ねの起源の一つが古高ドイツ語の法文にあったことを考えると作者は農民にとってより親しみやすい文体を選んだといえるだろう。先にも述べたように外国の法すなわちローマ法が導入されて以来、統治権力者と農民、平民との間に法の分野において言語障壁が生じ、その克服は宗教改革指導者達の課題の一つであった。農民の12箇条の文体は簡潔で、農民の要求が単刀直入に表現されている。読み上げられた場合でも十分理解されただろうと考えられる。この表では同義性のみを指摘した。同義語の結合すなわち言語平衡的用法の意義については言語平衡論との関連において次章で述べる。

5. 言語平衡論と二重語構造

W. Besch は1967年に発表した著書 “Sprachlandschaften und Sprachausgleich im 15. Jahrhundert” において新高ドイツ文章語成立研究史上画期的な業績と見なされる言語平衡のテーゼを提唱した。この Besch 理論の意義を理解するためには、ドイツ語の発展過程における新高ドイツ文章語成立の議論を概観する必要がある。現代ドイツ標準語に連なる統一語の成立がドイツ語の場合特に問題になるのは、前にも触れたが言語養成の場となるような、ドイツ全域におよぶ規模の政治的、文化的中心が欠けていたためである。すなわち、近世ドイツは神聖ローマ帝国という政体下にあって絶対王政が成立しなかった。またこの皇帝は七人の選帝侯より選出される存在で、ハプスブルク家による世襲が確立するまでは、諸侯の中での最有力者にしかすぎなかった。すなわちドイツでは中世末期以降大小の領邦土が多数併存する状態が続いたのである。このことはドイツ語の歴史の上からは、様々な方言の中から統一語が成立するための前提となる言語的中心が存在しなかったことを意味する。言語的中心は通例、その国の政治的、経済的、文化的中心と一致する。ドイツ語圏において確かに大きな方言は存在した。しかし広い地域を占める方言を基盤として後の標準語に連続する統一語が成立したとはいえないのである。中高ドイツ語から新高ドイツ語へ連続して発展したのではないことが認識されたとき、19世紀末から20世紀初頭へかけて新高ドイツ文章語成立の問題に学界の注目が集まるようになった。その契機となったのは K. Müllenhoff が W. Scherer とともに編纂した “Denkmäler deutscher Poesie und Prosa aus dem VIII-XII Jahrhundert” (2. Aufl. 1863) の序文で “entstehung des neuhochdeutschen” という表現を使ったことである。それまでの文献学では規範的なすなわち人工的な中高ドイツ語による芸術性の高い詩文の校訂テキストの作成が最も重要な課題であり、言語変化へは目が向けられなかったのである。

新高ドイツ文章語成立過程の最初のモデルは Müllenhoff 自身によって与えられた。彼は新高ドイツ文章語は9世紀以降大きな阻害や中断なしに連続して発展してきたものであり、その長い道程が16世紀に完結したとし、その発展過程を五つの段階に分けて説明している。1) カール大王の宮廷のあったライン・フランケン方言を基盤とする古高ドイツ語時代、2) シュタウファー朝時代のシュヴァーベン方言地域を中心とする12-13世紀、その後言語養成の中心は、3) ルクセンブルク家出身の皇帝のプラハに移り、4) そこからハプスブルク家皇帝のウィーンと、5) 北東のヴェティン家のザクセンへ、さらに Luther へと移る。発展は権力の中心であった皇帝官庁と結びついてきた。この理論は実証的なデータで裏付けられたものではない。さらに連続のイデーと権力分散あるいは権力の移動は矛盾する。またドイツ中世の政治的状況から言って統一的な文章語の存在は考えられない、とされた。しかし政治的、文化的中心の持つ言語形成力という考え方は、その後の研究に大きな影響を与えている。

文体論派の Konrad Burdach にとって現代の文章語はカール4世皇帝のプラハで1350年以降花開いた比類のない文化的環境のもとでの新しい創造物であった。初期人文主義者と皇帝官庁は緊密な相互影響下にあった。皇帝付き書記長官、Johann Neumarkt は自らが宮廷内の人文主義者のサークルに属し、文章家として特にシンタクスと文体の領域で指導的な影響力を持った。この人文主義者たちの官庁ドイツ語は教養階級、上層の人々の言葉として認められ、文章語、あるいは文化語としての役割を担うことができた、とされた。この言葉は特定の方言に基づいていない。なぜなら方言は文化語にまで洗練されることはほとんどあり得ないからである。この新しいドイツ語の普及は、とりわけ西部と北部へ向かって速やかだった。この言葉の決定的な勝利はザクセン選帝侯の官庁と Luther のおかげである。今日では Burdach がプラハ官庁語の統一性と人文主義者たちの言語養成への功績を過重に評価し過ぎていることは明らかである。しかしながらプラハの官庁書房において書き言葉の領域で顕著な平衡化現象が起こったことは、その後の研究からも確かめられている。このことは官庁書房の人員構成が、広くドイツ語圏各地からの出身者より成り立っていたことから裏付けられる。また文章語は文化語でなければならないということが認識されて以来文化の中心と言語養成を関連づける Burdach の着眼点の意義が再評価されている。

後の発展に連なるような言語変化は書き言葉の領域で起こる、このことは語史研究が文書資料に頼るほかなかった時代にあっては当然のことであった。また中世社会の言語状況から口語が書き言葉に影響を与えることは常に否定されてきた。T. Frings のテーゼはこの通念を覆す画期的なものであった。Frings は考古学者などの他の領域の研究者との協同研究によって、中世におけるドイツ東部開拓地への移住者の流れを跡づけ、それに基づいて、異なる方言地域からの言語が一つの地域で合流し、そこで平衡化あるいは混淆が起こった、という説を提唱した。方法論的にこの学際的手法が学界に与えた衝撃は大きかった。口語から書き言葉への影響

は否定されたとはいえ、言語平衡ないしは言語混淆という考え方はその後の研究を基本的に方向付けた。東中部ドイツは18世紀には言語養成の中心地の一つになる。

これまでに概観した新高ドイツ文章語成立の三つの理論は、ある言語的に中心となる地域があって、それが移動する、あるいはそこから伝播して行く、ないしはそこから引き継がれて行くまとめることができるだろう。すなわち概略を点と線で描くことができる。

W. Besch は面を対象として考察した。Besch は言語現象の実態の把握のためには言語をできるだけ多層的にとらえる必要があることを指摘し、従来までの研究が殆ど音韻と書記法にのみ限られていたのに対して、屈折と語彙の領域も対象とした。また一地点の言語を対象とするのではなく全ドイツ語圏をカバーする調査を行った。資料はテキストの種類とレベルにおいて等しくなるように配慮し、ドイツ語圏全域に写本が存在する、教化文学の一つを選んだ。資料量の密度には大きな地域差があるが、たとえ異なる作品であっても同じレベルのテキストになるよう配慮した。これらの資料が厳密に分析され、その結果が記号化され言語地図に表された。

その結果 Besch は15世紀ドイツ語圏全域にわたって書き言葉の領域で言語混淆あるいは言語平衡の動きが見られると結論づけた。厳密な資料分析に基づく実証的なデータに拠るこの理論は新高ドイツ文章語成立の問題に画期的な局面を開くものとなった。

上記で新高ドイツ文章語成立過程の研究史上における、Besch の言語平衡論について概観した。Besch が彼の研究対象に中世後期を選んだのは、16世紀にドイツ語圏で革新的な言語変化が起こっているが、その実態を知るためには、それ以前の時代の言語状況を広範囲な地域において調べる必要がある、としたためであった。この調査の過程で近世に語の重ねが異常に多く現れていることを見いだした。この現象は Besch 以前から多くの研究者に注目され、議論されていたが、否定的に評価されてきた。例えば K. Burdach を中心とする1900年頃とそれ以降の文体研究者達は、中高ドイツ語末期、特に15世紀のこの「語の重ね」について、冗長な用法であること、また単純な同義語を付加することに腐心するだけの幼稚な手法であるとして、マイナスに評価した。さらに「初期新高ドイツ語期においてこの現象は、異常なほどの広がりを見せている。これはこの時代の文体の特徴になっているが、結局は誤用に至っている」⁷⁾と述べる研究者もいた。二重語構造の起源について E. Bauer は古典修辞学、初期人文主義、法律語、官庁語、ゲルマン人の詩文の基本語、民衆叙事詩、中高ドイツ語のフランス語の原典、聖書、方言の平衡などを数え上げている。⁸⁾最後の方言の平衡は Frings, Besch 以降受け入れられるようになった概念であるから、それ以前の研究者から近世の二重語構造の多用がこれらのどの起源にも当てはまらないとして誤用とされたのである。

Besch は二重語の機能を単一にとらえることはできないという立場をとる。その上で15、16世紀における二重語の大量使用はコミュニケーションの必要から生じたと次のように述べる。

「...15世紀と16世紀の特殊な状態をよりよく説明できるものである。当該の世紀における同

義語結合の多用に対する最も重要な理由の一つは、ドイツ各領邦で異なる語彙が使われていることであり、そのことにより領邦土を超える広い領域での意思の疎通が難しいということである。二重語形式の多用は従って、文体上の現象ではなく、コミュニケーション上の必要からと解されなければならない。超地域的な共通語がなかったので、特定の語彙に対しては言語地勢上の語彙の変異体を付加することだけが、地域を超えた理解をつなぐ橋となることが出来た。広範囲の地域における標準語化が確実になっはじめて、ある語の選択と、競合する異なる言語地勢の変異体の取捨選択が行われ、以後の簡単化が計られる…。⁹⁾

Besch は15、16世紀の二重語構造においてもその修辭的機能と言語平衡的機能を認めている。テキストを考察する場合は、常にテキストの様式ないしは種類とその受容者を考慮に入れなければならない。この観点からも二重語構造がどちらの機能で使われているかは明白である。修辭的機能は古典的なものでより重要であり、より広く、より一般的に使用される。しかし15、16世紀に限ると、明らかに大量に出現した二重語構造は、その大部分が言語平衡的機能を示している。単純な同義語の付加は現在の慣用句論で定義される語結合の特徴を示していない、別の言い方をすると、これらの言語平衡化的な性格の同義語の重ねには、切り離せないように結びついた概念のステレオタイプ的な繰返しという慣用句の主要な特徴が欠けているのである。なお慣用句的語結合の特徴として、見出し語的、再生産性、固定性、根拠づけられている、イディオム性などがあげられるが、言語平衡的語結合の場合にはこれらの特徴は見られない。Besch は1967年の著書で二重語構造の機能は言語平衡的である、と指摘した。その後初期新高ドイツ語研究がきわめて盛んになり、多くの新しい資料が提出された。30年後に Besch はこれらの資料を基にこの言語現象を再検討した。そして二重語構造は当該の時代にあっても多機能であることは否定できないという修正を加えた。その上で15、16世紀のこの二重語構造は明らかに言語平衡的に用いられていることを確認する。そして、これはこの初期新高ドイツ語時代の後期に限られる、としてこの時代の二重語構造使用を特殊例“Sonderfall”とすべきだとした。15、16世紀の言語現象の一つを“Sonderfall”と、とらえることは、新高ドイツ文章語成立を15、16世紀以降、広くドイツ語圏において起こった言語平衡化の動きから説明する、彼のテーゼを補強するものである。

Besch は“Sonderfall”に関して次のように述べている、「同義的な二重語形式、その細部がどれほど多くの問いを提出しうるかいうことは驚くべきほどである。それを用いる動機は、何か、それを用いるテキストとして最も多く用いられたものは。その際能動的なあるいは受動的な言語能力はどんな役割を演じていたか。かの時代の広地域的な語彙障害についての同時代人のメタ言語的な記述は存在するか…。¹⁰⁾

ここで取り上げた農民の12箇条において修辭学的見地からは幼稚な、あるいは無意味な増殖、

誤用などとは見なされかねない、同義語の重ねが多数存在することを確認した。たった1例ではあるけれども、この結果は Besch の問いの幾つかに答えるものになっているといえよう。社会に広く訴えかける論争の文書には、地域差による言語障害を超えるための同義語の重ねが多く使用されており、作者がそれを使用する意図もまた明らかなからである。

文献表

1. Besch, W. (1967): Sprachlandschaften und Sprachausgleich im 15. Jahrhundert. Studien zur Erforschung der spätmittelhochdeutschen Schreibdialekte und Entstehung der nhd. Schriftsprache. München.
2. Besch, W. (1987): Die Entstehung der deutschen Schriftsprache - Bisherige Erklärungsmodelle - neuester Forschungsstand -. Opladen: Westdeutscher Verlag.
3. Besch, W. Die sprachliche Doppelformel im Widerstreit. Zur deutschen Prosa des 15. und 16. Jahrhunderts. In: Arbeiten zum Frühneuhochdeutschen. Gerhard Kettmamm zum 65. Geburtstag. Hg. Von R. Bentzinger u. N. R. Wolf. Würzburg 1993. S. 31-43.
4. Blickle, P.(1985): Bauer und Reformation. Bd. 1. Zürich: Chronos.
5. Blickle, P.(Hg.) (1977): Bauer Reich und Reformation. Festschrift für G.Franz. Frankfurt.
6. Blickle, P.(1985): Der deutsche Bauernkrieg 1525. Darmstadt.
7. Brandt, G. (1988): Volksmassen -sprachliche Kommunikation- Sprachentwicklung unter der frühbürgerlichen Revolution (1517-1526). Berlin.
8. Claus, H. (1975): Der deutsche Bauernkrieg im Druckschaffen der Jahre 1524-1526. Verzeichnis der Flugschriften und Dichtungen. Gotha.
9. Clemens, O.(1911): Alte Einblattdrucke.
10. Fleischer, W./ Helbig, G./ Lerchner, G.(Hg.) (2001): Deutsche Sprache. Frankfurt.
11. Götze, A. (Hg.) (1902): Die zwölf Artikel der Bauern 1525. Kritische Ausgabe.
In: Historische Vierteljahresschrift. Jg. V. 1902. S. 1-33.
12. Götze, A./Schmitt, L.E. (Hg.)(1953): Aus dem sozialen und politischen Kampf. Halle/S.
13. Günther, F. (1977): Persönlichkeit und Geschichte. Göttingen.
14. Kaczerowsky, K.(Hg.) (1970): Flugschriften des Bauernkrieges. Reinbeck bei Hamburg.
15. Köhler, Hans (1986): Erste Schritte zu einem Meinungsprofil der frühen Reformationszeit. In: Martin Luther. Probleme seiner Zeit. Hg. von Volker Press / Dieter Stievermann. Stuttgart. S. 244-281.
16. Polenz, v. P. (2000): Deutsche Sprachgeschichte. Bd. 1. Berlin.
17. Reichmann, O. u. Wegera, K.-P.(1988): Frühneuhochdeutsches Lesebuch. Tübingen: Niemeyer.
18. Schwitalla, J. (1983): Deutsche Flugschriften 1460-1525. Textsortengeschichtliche Studien. Tübingen.
19. Schwitalla, J.(1999): Flugschrift. Tübingen.

20. Van der Elst, G. (1987): Aspekte zur Entstehung der neuhochdeutschen Schriftsprache.
Erlangen: Verlag Palm & Enke.
21. P・ブリックレ著、前間・田中訳『1525年の革命』、刀水書房、1988年。
22. P・ブリックレ著、田中・増本訳『ドイツの宗教改革』、教文館、1991年。
23. 小野光代「新高ドイツ文章語成立の五つの理論」、広島大学総合科学部紀要V、1992年、19－34ページ。

注

- 1) 文献16 S. 136.
2) 文献15 S. 266.
3) 文献18 S. 84.
4) 文献16 S. 137.
5) 文献21 25頁。
6) 文献16 S. 242.
7) 文献3 S. 32.
8) 文献3 S. 39.
9) 文献3 S. 42.
10) 文献3 S. 43.

(おの・みつよ 外国語学部教授)